

2015年3月25日

報道関係各位

## 当社グループ製造の免震積層ゴムの 新たな大臣認定不適合等の疑いについて

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：山本卓司）は、3月13日付で、当社グループが製造・納入した『高減衰ゴム系積層ゴム支承』の一部に、建築基準法第37条第2号の国土交通大臣認定（以下「大臣認定」といいます。）の性能評価基準に適合していなかった製品、及び技術的根拠のない申請による当該大臣認定に基づき出荷されていた製品（以下「当該免震ゴム」といいます。）が存在したことを発表いたしました。

その際、当該免震ゴムとしては、下記表中の製品が該当すると発表させていただいていたところです。

当該製品名	高減衰ゴム系積層ゴム支承
当該製品タイプ	SHRB-E4（せん断弾性係数 G:0.39N/mm <sup>2</sup> ） SHRB-E6（せん断弾性係数 G:0.62N/mm <sup>2</sup> ）
当該製品納入期間	2004（H16）年7月～2015（H27）年2月
当該製品納入物件	合計55物件 合計2,052基（SHRB-E4:2,045基、SHRB-E6:7基）

※せん断弾性係数とは、水平方向への変形のしやすさを表す指標

このたび、上記表中の製品以外についても、大臣認定の性能評価基準に適合していなかった製品等が存在する疑い（以下「本件疑い」といいます。）が発覚し、当社は3月24日付でその旨を国土交通省に対し、自主的に報告いたしました。

本件疑いについては、本件について調査中の外部の法律事務所から、当事者のヒアリング等の結果、上記表中の製品以外についても問題があることが判明したとの報告を受けたことから、発覚したものです。

当社は、国土交通省より、本件疑いについても、速やかなる事実関係の調査と報告を行うよう指示を受けており、可及的速やかに事実関係や原因等の詳細な報告を行なえるよう取り組んでまいります。

当社は、戸建て住宅用を含めた高減衰ゴム系積層ゴム支承のほか、天然ゴム系積層ゴム支承、弹性すべり支承を免震ゴム製品としてラインナップしており、現在これらの法適合性に関して網羅的に点検を行なっております。

このたびは、関係者の皆様に、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申しあげます。当社は、本件対応を経営の最優先課題と位置づけ、迅速かつ誠意をもってこの対策を進めてまいります。

以上

本件に関するお問合せ先

報道機関、アナリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 広報企画部  
大阪 TEL.06-6441-8803／東京 TEL.03-5822-6621